

平成19年12月6日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成18年(ワ)第1102号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成19年10月9日

判 決

兵庫県姫路市花田町小川343番地3

原 告 前田建設株式会社

同代表者代表取締役 前田正博

同訴訟代理人弁護士 川村享三

兵庫県姫路市安田四丁目1番地

被 告 姫路市

同代表者市長 石見利勝

同訴訟代理人弁護士 橋本勇

同 羽根一成

同 指定代理人 川渕良郎

同 樽井誠

同 坂田基秀

同 平田貴洋

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 被告は、原告に対し、4億2145万9500円及びこれに対する平成19年1月12日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 仮執行宣言

第2 事案の概要

本件は、原告が、

- (1) 被告との間の工事請負契約に係る特約に基づき、工事の中止により生じた損害相当額4億1432万5800円を請求すると共に、
- (2) 被告が、原告の履行遅滞に基づく違約金713万3700円を自働債権、被告の原告に対する残代金債務を受働債権として相殺をしたところ、当該自働債権は存しないことから当該相殺は無効であるとして、違約金相当額である713万3700円を請求し、
- (3) これらに対する訴状送達の日の翌日である平成19年1月12日より支払済みまで商事法定利率の年6分の割合による金員の支払いを求めた事案である。

これに対し、被告は、請求棄却を求めると共に、仮に仮執行宣言をする場合には、担保を条件とする仮執行免脱宣言を求めた。

1 争いのない事実等（末尾掲記の証拠によって容易に認定することができる事実を含む。）

(1) 原告

原告は土木工事業等を目的とする会社である。（争いのない事実）

(2) 原被告間の請負契約

ア 原告は被告との間で、平成17年6月30日、別紙「工事目録」記載の工事（以下「本件工事」といい、当該工事の現場を「本件現場」という。）につき請負契約（以下「本件契約」という。）を締結した（なお、以下、変更された終期である平成18年10月16日を「本件納期」という。）。（争いのない事実）

イ 本件契約における特約

本件契約には、別紙「特約（要旨）」記載の特約（以下「特約」という。）が付されていた（なお、特約の原文は、被告を「甲」、原告を

「乙」として記載されているが、便宜上、それぞれ「被告」、「原告」と記載する。)。(甲1の1)

(3) 本件工事の中止

ア 本件工事は、別紙「図面」No. 1の立抗（飾磨雨水ポンプ場用地の発進立抗）を基点としてNo. 2の立抗までの間を、泥水推進工法によりΦ2600mmのヒューム管を土被り8.6mから9.2mの深さに埋設する工事で、施工中の飾磨雨水ポンプ場からのΦ2800mmのヒューム管との接続を行った後、特殊人孔の築造を行うものである。（争いのない事実）

イ 原告は、ヒューム管の推進には、ラサ工業株式会社（以下「ラサ工業」という。）製造にかかる掘進機（以下「本件掘進機」という。）を使用していた。（弁論の全趣旨）

ウ 平成18年2月14日、前記基点より約170mを超えた地点（別紙「図面」×地点）で、本件掘進機が動かなくなった。（争いのない事実）

エ 原告は、本件掘進機が停止した原因の調査を、ラサ工業の技術担当者に依頼し、機械点検を行ったところ、同年3月1日、金属らしきものが噛んでいるのではないかとのこととなった。（争いのない事実、弁論の全趣旨）

(4) 原被告間の覚書き

原告は、被告に対し、本件工事の中止を通知し、被告との間で同月6日、本件掘進機の停止原因の究明、下記の内容で覚書き（以下「本件覚書き」という。）を交わした。（甲2の1、争いのない事実）

記

① 原告は、掘進機の停止位置に中間立抗を築造し、停止の原因究明をする。なお、原因究明まで数か月を要することから飾磨雨水

ポンプ場予定地内の既設発進立杭から再度掘進機を推進しても土圧及び中間立抗築造に伴う地盤改良等により掘進機が動かない可能性があるため、中間立抗は掘進機を押すことができる発進立抗のサイズとする。このサイズについては、別途、原被告が協議して決定するものとする。

② 被告は、中間立抗の施工ができるように支障となる物件の移設を依頼する。

③ これらにかかる費用の負担（中間立抗築造（支障となる物件の移設費を含む）及び推進に必要な設備損料一式については、契約約款に基づいて決定する。

④ 原告は、中間立抗より既設到達立抗（飾磨臨海大橋西交差点）まで再度推進を行い、工事を完了するものとする。

⑤ この覚書の内容に変更が生じた時は、原被告が協議して決定するものとする。

(5) 本件工事の再開と完了

ア 原告は、本件掘進機搬出後、その修理をラサ工業に依頼し、本件掘進機の修理が完了した同年10月23日（本件終期の後）から、本格的に本件工事を再開した。（争いのない事実）

イ 原告は、同年11月28日、本件工事について、完了届けを提出した。完了検査が終了し、引渡しがなされたのは、同年12月12日であった。

（弁論の全趣旨）

(6) 被告による相殺の意思表示及び残金の支払い

被告は、原告の履行遅延に基づき、特約42条2項に基づき、違約金713万3700円が発生したとして、同年12月14日、原告に対し、本件契約の請負金額から既払額を控除した残額8201万8000円と前記違約金を対当額で相殺する旨の意思表示をし、同月27日、相殺後の残額

7488万4300円を支払った。（弁論の全趣旨）

2 争点

(1) 特約20条1項、3項に基づく請求の可否

(原告の主張)

別紙「主張対比表(1)」「原告の主張」欄のとおり。

(被告の主張)

同表「被告の主張」欄のとおり。

(2) 違約金の発生の有無

(原告の主張)

別紙「主張対比表(2)」「原告の主張」欄のとおり。

(被告の主張)

同表「被告の主張」欄のとおり。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)（特約20条1項、3項に基づく請求の可否）について

(1) 証拠（甲3），前記争いのない事実等及び弁論の全趣旨によれば，以下

の事実が認められる。

ア 本件特約20条1項

本件特約20条1項は，「工事用地等の確保ができない等のため又は

（①）暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地滑り，落盤，火災，騒乱，暴

動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつ

て原告の責めに帰すことができないものにより（②a）工事目的物等に

損害を生じ若しくは（②b）工事現場の状態が変動したため，（③）原

告が工事を施工できないと認められるときは，（④）被告は，工事の中

止内容を直ちに原告に通知して，工事の全部又は一部の施行を一時中止

させなければならない。」旨定める。（なお，前記条項中の（ ）は，

同条項の定める要件の摘示のため，当裁判所が挿入したものである。）

イ 「工事現場の状態が変動したため（②b）」

本件掘進機の推進停止の原因は、本件現場の一部に、本件掘進機の仕様選定時の想定（玉石（最大寸法300mm以下）混じりの砂礫層）を超えた過酷な土質が存在したこと、金属等の異物が混入していたことにより、本件掘進機の面板に損傷が生じたことであると推認される。（甲3）

しかしながら、原告は、特約20条1項、3号に基づく請求を行っているところ、特約20条1項の文言、及び、特約18条1項4号に「工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない」場合についての定めが存することに鑑みれば、特約20条1項の「工事現場の状態が変動したため（②b）」とは、工事開始後に生じた天災等によつて工事を施工できなくなった場合について定めるものと解するのが相当であり、本件現場への金物（金属片）の混入は、工事開始前のものと推認されるものであり、たとえ、本件現場の土質が原告の主張のとおりであるとしても、特約20条1項の前記要件に該当しない。

ウ なお、特約18条5項にも、費用負担の定めがあるが、本件では、同条所定の要件を充足しておらず、原告は、同項による請求をなし得るものでもない。

エ 原告は、飾磨増補幹線下水道工事第3工区の仕様書の記載に基づき、被告に信義則上の支払義務がある旨主張するが、別個の契約の内容が本件契約の内容になることはなく、主張自体失当である。

(2) よって、その余の点について判断するまでもなく、特約20条1項、3項に基づく原告の請求は理由がない。

2 爭点(2)（違約金の発生の有無）について

(1) 証拠（甲3）、前記争いのない事実等、弁論の全趣旨及び前記認定事実

によれば、以下の事実が認められる。

ア 本件特約 42 条 1 項

本件特約 42 条 1 項は、「原告の責めに帰すべき事由により（①）契約期間内に工事を完成することができない場合においては（②），被告は、違約金の支払いを原告に請求することができる（③）。」，同条 2 項は、「前項の違約金の額は、遅延日数 1 日につき契約金額の 1000 分の 1 の割合で計算した額とする。ただし、履行が可分な契約で契約金額を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の契約金額について計算した額とする。」旨定める。（なお、前記条項中の（ ）は、同条項の定める要件の摘示のため、当裁判所が挿入したものである。）

イ 「契約期間内に工事を完成することができない場合（②）」（履行遅滞）

本件納期は、平成 18 年 10 月 16 日であるところ、本件工事の工事完了届が提出されたのは同年 11 月 28 日であり、原告は、本件契約の契約期間内に本件工事を完成することができなかつたものであり、遅延期間は 43 日であった。

ウ 「原告の責めに帰すべき事由により（①）」

前記イの履行遅滞は、本件現場に本件掘進機の仕様選定時の想定を超えた過酷な土質が存在したこと及び金属等の異物が混入していたことにより、本件掘進機の面板に損傷が生じ、その修理に時間を要したことあると認められる。

しかしながら、原告は、平成 17 年 11 月 30 日、本件掘進機の推進を開始し、平成 18 年 1 月 11 日、カッタロック（カッタ回転中、外力等により急に回転が停止すること）が発生し、同月 17 日以降は、本件掘進機が頻繁に金属片を排出し、異常音が鳴り、同月 22 日以降は、推

進ペースが通常（1日あたり2.5ないし3本）の5ないし6分の1である1日あたり0.5本に落ちた（ラサ工業の調査によれば、同日には、本件掘進機は面板寿命を過ぎていたと推定される。）にもかかわらず、原告は、被告に報告をしたりすることなく、本件工事を続行し、同年2月14日ないし15日には、再度、カッタロックが発生し、本件掘進機が停止したものである。（甲3）

ラサ工業が本件掘進機の面板損傷原因を特定する書面を提出したのは同年9月27日である。

また、原告が、本件掘進機を地上に引き上げたのは、同年9月4日であると推認される（前記日付は、被告が主張するところであるが、原告がこれに応答していないことに鑑みれば、被告の主張のとおりであると推認される。）が、同年2月14日ないし15日から同年9月4日までの間、原告が如何なる対応を取っていたかは、不明である。

特約18条5項には、本件のような場合を想定したと考えられる契約期間の変更の定めがあるにもかかわらず、本件においては、同年2月1日付けで、本件工事の終期が同年10月16日に変更された以外、契約期間の変更は行われていない。

これらを総合して考えれば、原告は、本件納期の遵守のため必要な手続き等を怠ったものと認められるものであり、前記履行遅滞は、原告の責めに帰すべき事由によるものと認められる。

エ 違約金の額

特約42条2項によれば、違約金の額は、遅延日数1日につき契約金額（1億6590万円）の1000分の1であるから、下記計算式により、713万3700円となる。

記

$$165,900,000 \text{円} \times 1/1,000 \times 43 = 7,133,700 \text{円}$$

(2) 以上によれば、被告の相殺に係る自働債権（違約金）が発生しているものであり、相殺は有効であるから、違約金相当額についての原告の請求は理由がない。

3 結論

以上によれば、原告の本訴請求はいずれも理由がないのでこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所姫路支部民事部

裁判官 細野なみ